◎休んでいただく病気と期間

学校保健法学校保健安全法施行規則で出席停止対象の疾病ならびに出席停止期間が下記のように定められています。当園でもこれに準拠してお休みいただきます。ご了承ください。（令和５年５月改定版）

・病名欄に〇印、◎印のあるものは登園許可書の提出が必要です。
・〇印のないものでも園長が必要とした病気は登園許可書の提出をお願いすることがございます。
・◎のところは平成 25 年２月１日より登園許可書の提出が必要になりました。
・●のところは平成 26 年２月 13 日より登園許可書の提出が必要になりました。
・☆のところは令和５年５月８日より登園許可書の提出が必要になりました。

病　　名	病原体	感染経路	潜伏期間	出席停止期間	備　　考
〇麻疹（はしか）	麻疹ウイルス	飛沫感染 空気感染 接触感染	８ ～ 12 日	解熱した後３日を経過するまで	
〇風疹	風疹ウイルス	飛沫感染 接触感染	16～18 日	発しんが消失するまで	
〇水痘 （みずぼうそう）	水痘ウイルス	飛沫感染 空気感染 接触感染	14～16 日	すべての発しんが痂皮化するまで	
〇流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	ムンプスウイルス	飛沫感染 接触感染	16～18 日	腫脹発現後５日を経過、かつ全身状態が良好になるまで	
〇咽頭結膜炎 （プール熱）	アデノウイルス（主に３型）	飛沫感染 接触感染 特にプール	２ ～ 14 日	すべての発しんが痂皮化するまで	
〇流行性角結膜炎	アデノウイルス（主に８型）	接触感染 飛沫感染	２　日 ～ 14 日	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
〇急性出血性結膜炎	エンテロウイルス（70 型）	接触感染 飛沫感染 経口（糞口）感染	1～3 日	医師の判断	
〇百日咳	百日咳菌	飛沫感染	７ ～ 10 日	特有の咳が消失するまで又は ５ 日間の適正な抗菌薬治療が終了するまで	抗菌剤を決められた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う
〇結核	結核菌	飛沫感染 空気感染	６ か月～２年 一様でない	医師の判断	感染の恐れがないと認めるまで
〇腸管出血性大腸菌感染症	ベロ毒素産生性大腸菌	経口感染	3～4 日	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、４８時間あけて連続２回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されるまで	
●髄膜炎菌性髄膜炎	髄膜炎菌	飛沫感染 接触感染	１ ～ 14 日	医師の判断	感染の恐れがないと認めるまで
〇インフルエンザ	インフルエンザウイルス	飛沫感染 接触感染	1～4 日	発症後５日を経過しかつ解熱後 ２日を経過するまで （乳幼児にあたっては３日を経過するまで）	
〇溶連菌感染症 （A 群溶連菌感染症）	A 型溶連菌	飛沫感染 接触感染	2～5 日	抗菌薬内服後 24～48 時間後	治療の継続が必要
〇手足口病	・コクサッキーウイルス ・エンテロウイルス	飛沫感染 時に経口	3～6 日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるまで	
◎ヘルパンギーナ	コクサッキーA 群ウイルス	飛沫感染 経口（糞口	3～6 日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれるまで	

		感染） 接触感染			
○マイコプラズマ肺炎	マイコプラズマ	飛沫感染	3～6日	発熱や激しい咳が治まるまで	急性期すぎれば登園可
○感染性胃腸炎(ウイルス性胃腸炎)	ロタウイルス 小型球形ウイルス （ノロ・アデノウイルス）	経口（糞口）感染 接触感染 食品媒介感染	1～3日（ロタ） 12～48時間（ノロ）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるまで	『お腹の風邪』ともいわれる
◎ＲＳウイルス	ＲＳウイルス	飛沫感染 接触感染	4～6日	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまで	
◎帯状疱疹	水痘・帯状疱疹ウイルスの再活性化	接触感染	不定	全ての発疹が痂皮化するまで	
○伝染性紅斑（リンゴ病）	ヒトパルボウイルス	飛沫感染	4 ～ 14日	全身状態が良くなるまで	
◎突発性発疹	ヒトヘルペスウイルス6・7型	飛沫感染 経口感染 接触感染	約10日	解熱し、機嫌が良く、全身状態が良くなるまで	
○サルモネラ感染症	サルモネラ菌	飲食物 経口感染 食中毒	72時間	医師の判断	サルモネラ菌陰性で集団生活可能の診断書必要
○アタマジラミ	アタマジラミ	接触感染	10～14日	原則は休んで駆除	駆除を開始していること
○ウイルス性肝炎（A型）	A型肝炎ウイルス	食品媒介感染 糞口感染	15～50日	肝機能が正常化するまで	集団発生しやすい 黄疸
とびひ 伝染性膿痂疹	黄色ブドウ球菌 溶血連鎖球菌	接触感染	2 ～ 10日	医師の判断 皮膚が乾燥しているか　浸潤部位が被覆出来る程度のもの	広範囲になりやすい プール禁止
単純ヘルペス感染症	単純ヘルペスウイルス	接触感染	2日～2週間	発熱がなくよだれが止まり普通の食事が出来ること	歯肉口内炎 口周囲の水疱
B型肝炎	B型肝炎ウイルス	母子垂直感染 父子や集団生活での水平感染	B型感染ウイルスが検出される期間	症状が消失し全身状態が良いこと キャリア・慢性肝炎の場合は登園に制限はない	一般に血液浸出液が直接皮膚や粘膜に触れることは感染症のリスクは高い
ギョウ虫症	ギョウ虫	食品媒介感染	不定	停止の必要なし	要治療（医師の判断による）
伝染性軟属腫（水いぼ）	伝染性軟属腫ウイルス	接触感染	2～7週間（～6か月）	停止の必要なし	大きいものや炎症を起こしているものは要治療（医師の判断による）
☆新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス	飛沫感染 空気感染 口周囲の水疱 接触感染	4 ～ 14日程度	発症後５日＋軽快後１日	無症状の感染者に対する出席停止の期間については、検体を採取した日から５日を経過するまで

・学校保健安全法施行規則の改定に伴い、当園でも新型コロナウイルス感染症の登園証明書が必要になりました。

・こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」の改訂により、当園が準拠する感染症の種類が増えました。